

○ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てから90日超を経過しているもの(資料10)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
内閣官房	橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書(閣副安危第98-1号～第98-11号において特定された文書、及びそれ以降に作成又は収集された文書の全て)	H18.2.21	403	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	同件名であり一括して対応する事案: 全10件
	02年9月4日に発見された日本海中部の不審船に関して、官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成した関連文書の全て	H18.2.21	403	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	平成15年3月20日閣議決定において設置された「イラク問題対策本部」において収集・作成された全文書	H18.2.21	403	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	1994年の朝鮮半島の核危機に対する政府の検討に関する全文書(03年1月21日付『日経新聞』でのインタビューで石原官房副長官がインタビューが言及した事項に関連するもの)	H18.2.21	403	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	平成16年11月に発生した中国原子力潜水艦による領海侵犯事案に関して、官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成した関連文書の全て	H18.2.21	403	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	国際平和協力において自衛隊が実施する安全確保任務について(2004年9月7日付『産経』第14版第3面紹介)	H18.8.23	220	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	我が国の国際平和協力の在り方についての検討状況	H18.8.23	220	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
内閣府	平成16年度のエネルギーの使用の合理化に関する法律第11条に基づく定期報告書(別表に掲げるもの)(第2表以下の部分(第1表と同じページに含まれるものを除く。))を除く。)	H18.12.6	116	類似の諮問・訴訟案件があり、判決等の内容を精査していたため。	
警察庁	愛知県警に係る平成8年度の総理府所管一般会計の計算証明書類	H17.2.28	761	本件他1件の部分開示決定に係る対象文書はいずれも都県警察にかかる総理府所管一般会計の計算証明書類であり、文書量が合計で11万部と著しく大量であり、多岐にわたる不開示部分及び不開示理由について諮問をするに際し、慎重な検討を要するため。	H19.8.16 審査会へ諮問
	警視庁(機動隊分を除く)に係る平成8年度の総理府所管一般会計の計算証明書類	H17.2.28	761	本件他1件の部分開示決定に係る対象文書はいずれも都県警察にかかる総理府所管一般会計の計算証明書類であり、文書量が合計で11万部と著しく大量であり、多岐にわたる不開示部分及び不開示理由について諮問をするに際し、慎重な検討を要するため。	H19.8.16 審査会へ諮問
法務省	第11回・12回司法試験委員会の議事内容を録音したテープと、発言者名のわかる議事内容を記録した文書	H16.12.27	883	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第13回・14回司法試験委員会の議事内容を録音したものと、発言者名のわかる議事内容を記録した文書	H17.1.17	862	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第15回司法試験委員会の会議内容を録音したもの	H17.3.24	796	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第16回司法試験委員会の会議内容を録音したもの	H17.3.24	796	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	(1)第17回司法試験委員会の会議内容を録音したもの (2)第15回・16回司法試験委員会の発言者名のわかる会議内容を記録した文書	H17.5.30	729	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	平成17年度司法試験第二次試験口述試験に関する資料	H18.1.12	497	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も係属中であるが、諮問を行うに当たっては、同訴訟の審理を踏まえつつ、更に検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。	
	文書不特定及び開示請求手数料未納により、不開示決定した件につき、その決定の取消を求めたもの。	H18.10.3	167	業務の繁忙のため。	
	平成18年度司法試験第二次試験口述試験に関する資料	H18.11.7	202	本件については、同種事案について、本人から行政訴訟が提訴され、現在も係属中であり、諮問を行うに当たっては、同訴訟の審理を踏まえつつ、さらに検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。	
	第1回新司法試験の論文試験で参照・使用されていると考える採点基準に該当する文書	H18.12.22	157	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。	
	東京入国管理局が行った入国在留審査要領第3分冊第10編第11章特別永住者に係る不開示部分について	H18.12.25	142	業務が繁忙を極めているため	
	名古屋入国管理局が行った在留資格「興行」に関する統計等の不存在について	H19.1.17	120	業務が繁忙を極めているため	
	東京入国管理局が行った在留資格「興行」に関する統計等の不存在について	H19.1.17	120	業務が繁忙を極めているため	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	在米日本国大使館で、平成11年度に支出した、飲食その他の供応及び便宜供与に関する、決裁に係る書類及び支出証拠(公邸での宴会に関連するものを除く)(領収書・請求書等を含む個別支出に対する決定を行った文書)他(他、計2件)	H16.2.10	1145	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	1960年8月から1964年11月までの間に開催された「外交政策企画委員会」の記録	H16.4.10	1085	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の検索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	1945年から1972年までの沖縄の米4軍部隊の毎年ごとの設置状況とその変遷一切(空軍、海軍、陸軍、海兵隊4軍それぞれ) 例 米空軍第X部隊(1950年)→米空軍第Z部隊に再編成(1960年)等	H16.4.13	1082	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申し立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「北朝鮮の核兵器開発問題」(詳細表示[分類]対アジア・太平洋地域外交-北東アジア-北朝鮮情勢[作成(取得)時期]1989年06月29日)	H16.6.21	1013	不服申立ての対象文書が著しく大量であって、調査・検討に時間を要しているため。	
	平成16年8月に北京で開かれた日朝実務者協議において安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え及び同月以外で安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え	H16.9.25	917	六者会合、日朝政府間協議等、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「弾道ミサイル防衛技術共同研究」(詳細表示[分類]対北米地域外交-日米安全保障条約-日米相互防衛援助協定[作成(取得)時期]1995年04月20日(他、計2件))	H17.3.1	760	不服申し立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	地位協定 施設・区域の附表改正(手続き)	H17.3.1	760	不服申し立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	日米相互協力・安全保障条約関係 第6条に基づく地位協定関係	H17.3.1	760	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	日米合同委員会議事録のうち開催場所及び日時の記録部分(対象期間は第1回～請求日現在)	H17.4.12	718	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「弾道ミサイル防衛技術共同研究」に綴られている文書の全て(他、計2件)	H17.4.30	700	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	平成17年2月21日付情報公開第00396号の「不開示理由一覧」において「公表を前提としない」とする事実を記録した文書の全て	H17.5.17	683	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「日米の弾道ミサイル防衛協力」に綴られている文書の全て	H17.5.17	683	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「北朝鮮関連資料集」*2003年7月11日付情報公開第01250号で開示されたものから更に改定ないし更新されたものがあればその最新版	H17.5.27	673	六者会合、日朝政府間協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「弾道ミサイル防衛技術共同研究」の作成(取得)時期以降に同様のテーマで調製された行政文書ファイルに綴られた文書の全て(他、計3件)	H17.6.13	656	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	外務省の行政文書ファイルのうち弾道ミサイル防衛に関して綴られている文書の全て(期間は1995年1月～2004年12月末まで)	H17.7.13	626	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	別紙「秘密文書外部回付(配布)許可願」において許可の対象となった文書の全て	H17.7.13	626	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	アメリカとの沖縄返還交渉の文書のうち、「愛知外相・ロジャーズ国務長官パリー会談概要」外務省電信案	H17.11.14	502	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「北朝鮮1」及び「北朝鮮3」(他、計3件)	H17.11.15	501	不服申立ての対象文書が著しく大量であるのに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。また、開示等決定に係る省内外の調整に予想外の時間を要しているため。	
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H18.1.24	431	他にも開示請求が多く、本件不服申立てに係わる検討に時間を要しているため。	
	「民間会社の飛行場使用」に綴られている文書の全て	H18.4.11	354	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「米国が対外的に明らかにしないこと」(平成16年)(行情)諮問第324号に関する理由説明書と意思表示した事実を示す、又はそうした事実を記録した全文書	H18.4.11	354	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	総合外交政策局安全保障政策課が管理する行政文書ファイルのうち日米防衛協力のための指針に関して綴られている文書の全て(対象期間は1997年10月1日?2005年3月31日まで)	H18.4.14	351	同時期に処理する不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「朝鮮半島をめぐる動き」(06年4月6日付『朝日』紹介)	H18.5.30	305	六者会合、日朝政府間協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	沖縄返還に伴い、アメリカが支払うべき返還軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりすることを約束あるいは合意した内容を示す文書	H18.5.31	304	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「NPT第4条の交渉過程と国際核管理構想をめぐる議論に関する調査」(他、計4件)	H18.6.8	296	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の事務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができないため。	H19.7.6 審査会へ諮問
	2006年5月1日の日米安全保障協議委員会における日米間の合意にかかる決裁関連文書の全て	H18.7.11	263	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	06年6月11日付『読売』(第14版第1面)が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策の全て	H18.9.26	186	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立に係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H18.8.9	234	他にも開示請求が多く、本件不服申立てに係わる検討に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	平成12年2月に木俣佳丈国会議員が訪米した際に、在米日本大使館が行ったすべての会食及び供応に関する、支出証拠、計算証明に関する計算書等一切	H18.8.17	226	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	平成12年2月に木俣佳丈国会議員が訪米した際に、在米日本大使館が行ったすべての会食の目的趣旨を記載した文書	H18.8.17	226	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立に係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
	平成18年7月1日現在で、外務省が保有するワインリストの最新版	H18.9.19	193	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「安全保障参考資料1」、「安全保障参考資料2」、「安全保障参考資料3」に綴られている文書の全て(他、計4件)	H18.9.26	186	同時期に処理する不服申し立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「防衛計画の大綱1」(作成(取得)時期:1976年1月1日)「防衛計画の大綱2」(作成(取得)時期:1995年1月1日)「防衛計画の大綱3」(作成(取得)時期:1995年1月1日)に綴られている文書の全て	H18.9.26	186	同時期に処理する不服申し立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。	H19.6.11 審査会へ諮問
	平成11年4月から5月に超党派国会議員団(日下部、鴨下、根本、小野寺議員他)が訪米した際に、在米日本大使館で支出されたすべての会食及び供応に関する、支出証拠、計算証明に関する計算書等一切(他、計2件)	H18.9.29	183	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	



行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	「イランのミサイル開発(北朝鮮との関係)」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交－対中東外交(中近東第二所掌分)－イラン情勢/外交[作成(取得)時期]1993年06月01日(他、計3件)	H18.10.24	158	答申の趣旨(同種の案件についての先例答申の関係等)につき情報公開・個人情報保護審査会に照会を行うなど調査に時間を要しているため。	
	「本件懇談会終了後も懇談会の目的を達成するための調査・研究・検討」(平成17年(行情)諮問第638号に関する補充理由説明書)に関わる全文書	H18.12.25	96	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立に係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
厚生労働省	特定年月日に特定企業から提出された時間外協定届の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H18.5.1	334	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	時間外休日協定届に綴られている特定企業本社、各工場分の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H18.5.1	334	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	289	慎重な検討が必要であったこと。また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	289	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	289	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	289	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業に対する是正勧告書、報告書等の不開示決定に対して開示を請求するもの	H18.7.10	264	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	開示請求書受付日の取扱い等を定めた文書の不開示決定(不存在)に対し、取消しを求めるもの	H18.7.10	264	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	開示請求者に連絡が取れないことを理由に請求書を返礼した事例の文書の不開示決定(不存在)に対し、取消しを求めるもの	H18.7.10	264	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	情報公開開示請求担当部署が開示請求者に発出した文書(特定年度分)の不開示決定(不存在)に対し、取消しを求めるもの	H18.7.10	264	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	開示請求者の請求趣旨が記載された文書(情報公開担当職員が作成したもの)一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H18.5.10	325	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	触法少年の特性と援助の実態が記載された文書の不開示決定(不存在)に対し取り消しをもとめるもの	H18.7.24	250	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	労働者派遣法に基づき文書で是正指導したケースに関する決裁文書一部開示決定に対し開示を請求するもの	H18.8.10	233	所管業務が著しく多忙であったため。	
	労働者派遣法に基づき文書で是正指導したケースに関する決裁文書一部開示決定に対し開示を請求するもの	H18.8.10	233	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度監督実施状況及び措置状況等統計表の一部開示決定に対し取消しを求めるもの	H18.8.11	232	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人に関する報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	229	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人に関する報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	229	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の特殊健康診断結果報告書(特定年度)の不開示決定(存否応答拒否)に対し開示を請求するもの	H18.8.14	229	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が個人が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の不開示決定(存否応答拒否)に対し開示を請求するもの	H18.8.14	229	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定福祉総合施設の補助金不正受給が分かる文書の不開示(不存在)に対し取消しを求めるもの	H18.8.14	229	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定建設工事現場の事故に関する監督調査文書、改善計画書等の一部開示決定に対し、取り消しを求めるもの	H18.9.19	193	慎重な検討が必要であったこと。また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定マンション新築工事に関して提出された保険関係成立届一式の一部不開示決定処分に対し変更処分の取り消しを求めるもの	H18.10.23	159	対応方法の検討に時間を要しているため。	
	特定期間の特定労働基準監督署による石綿事業場に対する調査、監督等の復命書の不開示(一部不存在)に対し、開示を請求するもの	H18.10.23	159	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定保健用食品の表示許可申請書、審査申請書類の一部開示決定に対し、不開示部分の一部開示を求めるもの	H18.5.23	312	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働基準監督署職員が民間企業のゴルフ割引券を使用した事案に係る調査内容の分かる書類の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.10.26	156	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定労働基準監督署におけ情報漏洩事案に係る調査内容の分かる書類の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.10.26	156	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年の特定企業に対する指導に係る監督復命書等の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.10.19	163	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年の特定企業職員に係る申告処理台帳の不開示決定(存否応答拒否)に対し取り消しを求めるもの	H18.10.19	163	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働局の特定企業に対する偽装請負についての指導文書の不開示決定(存否応答拒否)の取り消しを求めるもの	H18.11.7	144	所管業務が著しく多忙であったため。	
特定労働局の特定企業に対する職業安定法違反に係る是正指導文書の不開示決定(存否応答拒否)の取り消しを求めるもの	H18.11.7	144	所管業務が著しく多忙であったため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定年の特定企業職員に係る相談記録綴一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.11.6	145	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定日付で特定企業に交付した是正勧告書等の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.11.15	136	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業の特定年月日に受理した就業規則の不開示決定に対し、開示を求めるもの	H17.9.14	563	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業から特定労働基準監督署に提出された就業規則一切の不開示決定に対し、開示を求めるもの	H17.9.6	571	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業が特定労働基準監督署に提出した就業規則の不開示決定に対し部分開示を求めるもの	H17.11.21	495	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業で発生した労災事故に関する災害調査復命書の一部開示決定に対し開示を請求するもの	H17.12.26	460	慎重な検討が必要であったこと。また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.12	443	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.13	442	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.14	441	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.15	440	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.16	439	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.17	438	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.18	437	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.19	436	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.20	435	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.21	434	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定回医師国家試験の禁忌肢及び当該選択肢、理由を示す資料の不開示決定(一部不存在)に対し、不存在部分の取り消しを求めるもの	H18.2.16	408	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定回医師国家試験の禁忌肢及び当該選択肢、理由を示す資料の不開示決定(一部不存在)に対し、不存在部分の取り消しを求めるもの	H18.2.16	408	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定回医師国家試験の禁忌肢及び当該選択肢、理由を示す資料の不開示決定(一部不存在)に対し、不存在部分の取り消しを求めるもの	H18.2.16	408	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定回医師国家試験の禁忌肢及び当該選択肢、理由を示す資料の不開示決定(一部不存在)に対し、不存在部分の取り消しを求めるもの	H18.2.16	408	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定回医師国家試験の禁忌肢及び当該選択肢、理由を示す資料の不開示決定(一部不存在)に対し、不存在部分の取り消しを求めるもの	H18.2.16	408	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	障害者任免状況通報書(特定年度の特定地方自治体の分)の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.3.13	383	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.5.13	1052	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.5.13	1052	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.6.1	1033	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.6.1	1033	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.9.8	934	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.9.8	934	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	929	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	929	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	929	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	929	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	929	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	862	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	862	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	862	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	862	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.11.29	852	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.11.29	852	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.12.9	842	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.12.9	842	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の是正勧告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H17.1.24	796	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社に対する指導文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.2.25	764	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社に対する是正勧告文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.2.25	764	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定事案に係る保険給付実地調査復命書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.2.28	761	不服申立事案が集中したこととあわせ、対象文書が大量であり、各情報の開示・不開示の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導票等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.25	736	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.25	736	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
社会保険庁	平成16・17年度の保険医療機関等選定委員会議事録、個別指導対象一覧表(医科、歯科)等の一部開示決定(一部不存在)に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H18.2.6	419	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	指導大綱(苦情・情報提供・相談処理票を含む)のみとした開示決定に対して、他にも文書は存在するとし開示を求めるもの	H18.8.14	230	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の医療機関の個別指導実施通知及び個別指導結果通知等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H18.8.14	230	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	適用事業所総合調査(復命)書の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H18.9.14	209	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の医療機関の個別指導実施通知及び個別指導結果通知等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H18.12.13	109	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
経済産業省	平成16年度省エネ法第11条に基づく定期報告書	H18.12.4	117	同趣旨の審査請求について、審査会に諮問中であったため、その答申を得てから、その判断に沿った形で諮問をしようと考えていたため。	
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場のロボットカメラ検査資料の不開示決定(不存在)に関する件	H18.5.23	312	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じたため。	



行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の底部暗渠内スライムに対する検査資料の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.2	302	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じたため。	
	特定鉱山のたい積場の昭和35、昭和37及び昭和40年の施設変更認可申請書(「中さこ上流暗渠延長」含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.21	283	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要しているため。	
	特定鉱山のたい積場の昭和40年及び昭和42年の施設変更認可申請書(「補強暗渠延長」含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.26	278	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要しているため。	
	特定鉱山のたい積場の昭和40年及び昭和42年の施設変更認可申請書(「底設暗渠排出口より上流へ「A型暗渠延長=47.3mの施設を含む」)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.27	277	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要しているため。	
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中「復旧工事」の詳細がわかる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.16	167	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要しているため。	
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中「流失箇所」の原因と対策を記した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.18	165	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の昭和35年の施設変更認可申請書(理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)からの引用)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.18	165	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場に対する流失事故につき、行政文書不開示決定通知書及び、理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)、答申書、裁決書各書文中に、「流出箇所」と明記されているが、他の案件で行政文書開示請求した所「全壊流出」と記載されていた。その整合性がわかる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.11.10	141	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要しているため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の全施設設置物の計画書、工事設計明細書、図面、構造図、の(鉱業上使用する建設物、工作物、その他施設の施置物)工事着手14日前、着工完成検査の日時のわかる行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.11.13	136	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中、特定部分(たい積場の一部であるかん止堤についてまで設置届けの認可を義務付けていない)との根拠を記した行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.12.13	108	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要しているため。	
国土交通省	指定確認検査機関の特定会社(平成13年6月1日認可)の株主出資比率のわかる書類(報告書類(H15検査))の一部開示決定に関する件	H16.12.25	826	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定法人の指定確認検査機関指定申請書及び添付書類のうち省令で定める書類の一部開示決定に関する件	H17.6.5	664	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
	独立行政法人都市再生機構資産評価委員会配付資料の一部開示決定に関する件	H17.6.6	663	開示可否を精査すべき情報が大量であり、検討に時間を要しているため。	
	「平成17年度連続立体交差事業等説明資料」のうち、西鉄宮地岳線連続立体交差事業に係る部分の開示決定に関する件	H17.11.7	509	処分庁の弁明書作成、審査請求人への弁明書送付や反論書提出等の行政不服審査法に基づく諸手続を経た上で、開示の可否について検討しているため。	
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書(略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書は除く)②審査請求説明資料のうち打合せ記録を除いたものの一部開示決定に関する件	H17.11.20	496	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書のうち略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書②審査請求説明資料のうち打合せ記録の不開示決定に関する件				
	特定個人に係る建築基準適合判定資格者登録簿の不開示決定(存否応答拒否)に関する件				
	2005年7月22日付特定法人提出資料の不開示決定に関する件	H17.12.25	461	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
平成14年度寒川地区における危険物質に関する調査検討業務報告書の一部開示決定に関する件	H18.2.17	407	国内外の情報守秘約文が含まれていることから、海外文書については外務省経由で確認行為を実施しており、時間を要しているため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	平成15年度寒川地区における危険物質に関する調査検討(その2業務)報告書の一部開示決定に関する件	H18.2.17	407	国内外の情報守秘約文が含まれていることから、海外文書については外務省経由で確認行為を実施しており、時間を要しているため。	
	熊谷左岸堤防除草工事設計書の開示決定に関する件(文書の特定)	H18.3.20	376	不服申立人から取り下げの意向が示され、処理を保留していたため。	
	横浜環状南線都市型トンネル検討会の報告書の不開示(不存在)決定に関する件	H18.5.25	310	文書の不存在に対する事案であり、関係機関も含めた当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	
	都市街区確認等調査業務(松山市)の一部開示決定に関する件	H18.8.31	212	内容確定のための審尋や多岐にわたる対象文書の精査に時間を要した。加えてその処理中に新たな検討を要する類似の開示請求が行われ一層の時間を要しているため。	
	H18一宮橋下部耐震工事設計書・特記仕様書の一部開示決定に関する件	H18.9.29	183	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	東京電力湯沢発電所水利使用変更許可書の開示決定(No3の撤回による全部開示)に関する件	H18.9.28	184	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業、再弁明書の提出及び口頭意見陳述を行ったことにより時間を要したため。	
	特定法人より建設大臣宛に提出された「建築基準法第38条に基づく認定申請書」等の不開示決定に関する件	H18.10.6	176	法律改正等の業務と重なり、著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導等に関する件	H18.10.6	176	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検討等に時間を要しているため。	
	総務省行政評価局行政相談課からの照会に対する回答作成のための報告文書の不開示(不存在)に関する件	H18.10.31	151	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	H18.9.6に開示決定された文書(国住指第1616～1617号)が真正な文書であるか否かの異議に関する件	H18.11.3	148	法律改正等の業務と重なり、著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導等に関する件	H18.11.25	126	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検討等に時間を要しているため。	
	指定確認検査機関指定申請書及び添付書類の開示決定に関する件	H18.11.25	126	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
	亀山市高塚町東側に設置した街区基準点に関する文書の一部不開示決定に関する件	H18.11.27	124	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	H18本宿高規格堤防盛土工事入札時技術資料(落札者の施工計画書)の不開示決定に関する件	H18.12.1	120	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	特定建物に関連して都道府県から受けた文書の不開示決定に関する件	H18.12.3	118	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
	運輸審議会(TX、東武鉄道、沖縄タクシー、安全管理規定)に関する審議に係る文書等に関する件	H18.12.7	114	開示可否を精査すべき文書が大量であり、かつ、関係部署を通じ、利害関係者との意見調整に時間を要しているため。	
	工事設計書・特記仕様書の一部開示決定に関する件②	H18.12.14	107	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	工事入札時技術資料(落札者の施工計画書)の不開示決定に関する件②	H18.12.14	107	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	工事入札時技術資料(落札者の施工計画書)の不 開示決定に関する件③	H18.12.14	107	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	特定会社に対して実施した調査報告書等及び行政 処分基準等に関する一部不開示決定に関する件	H18.12.15	106	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時 間を要したため。	
	特定会社に対して実施した調査報告書等及び行政 処分基準等に関する不開示決定に関する件	H18.12.15	106	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時 間を要したため。	
	特定会社への指導等に関する件	H18.12.18	103	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検 討等に時間を要しているため。	
	特定会社への指導等に関する件	H18.12.19	102	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検 討等に時間を要しているため。	
防衛省	「外国政府に対する秘密の提供について(通達)」 に基づいて外国政府に対して行われた秘密の提 供の事例を示す文書	H18.12.25	96	本事案の受付け後、同様の事案の異議申立てを 受けたことから、併せて事務処理を行っているた め。	H19.4.25 審査会へ諮 問